

学校感染症による出席停止について

学校感染症とは、「学校において予防すべき感染症」の通称であり下記の感染症を示します。生徒が感染症に罹患し医師より出席停止の指示を受けた際は、学校保健安全法施行規則第19条の規定により「出席停止」となりますので速やかに学校までご連絡下さい。

出席停止の際の連絡は、欠席連絡フォームまたは電話にて受け付けております。お子さんの状態や出席停止期間の確認等のため学校から折り返し連絡させていただく場合がありますのでご了承願います。

学校において予防すべき感染症

第1種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）及び鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清亜型H5N1であるものに限る。次号及び第19条第1項第2号イにおいて「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。）
⇒ 治癒するまで

第2種

※新型コロナウイルス感染症およびインフルエンザについては下記資料参照

疾患名	潜伏期間	感染経路	感染の期間	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症	1~14日	飛沫 空気	発症2日前~ 発症後7~10日間	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	1~2日	飛沫	発病直前~5日	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
百日咳	7~16日	飛沫	主としてカタル期 発病後4週間	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	9~12日	飛沫	発疹出現前7日~ 後3日	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14~21日	接触 飛沫	耳下腺腫脹前7日~ 腫脹消失まで	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹	14~21日	飛沫	発疹出現前7日~ 後7日	発疹が消失するまで
水痘 (水ぼうそう)	13~17日	接触 飛沫	発疹出現前1日~ 後7日	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 (プール熱)	5~6日	飛沫 接触	発症前数日~ 発症後14日	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核	7~42日	飛沫 接触		医師により感染のおそれがないと認められるまで
髄膜炎菌性 髄膜炎	2~5日	飛沫		医師により感染のおそれがないと認めるまで

第3種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、

急性出血性結膜炎、その他の感染症* ⇒医師により感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症（流行状況、症状の重症度、医師の指示等から出席停止の措置がとれる疾患）

* その他の感染症については、学校にお問い合わせください。

インフルエンザおよび新型コロナウイルス感染症の出席停止期間について

インフルエンザ

発症日は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザ様症状（38℃以上の発熱等）が始まった日です。

病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。受診していない場合は、出席停止扱いになりません。処方された薬によっては、解熱が早い場合がありますが、ウイルスはまだ感染者の体内にあり、自己判断で登校した場合、学校での感染、流行が懸念されますので、必ず医師の判断、指示に従ってください。

インフルエンザ出席停止早見表

		発症日	発症後							
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症後1日に 解熱した場合 (最低基準)	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後2日に 解熱し た場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後3日に 解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後4日に 解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後5日に 解熱し た場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	登校可能	解熱後 1日目	解熱後 2日目
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		出席停止	出席停止

その後は、解熱した日によって出席停止日が順次延長されていきます。

新型コロナウイルス感染症

発症日は、病院を受診した日ではなく、発熱・呼吸器症状（咳やのど痛等）が始まった日です。病院受診時に、医師に発症日の相談、確認をしてください。

また、無症状で感染が分かった場合は、検体を採取した日から5日を経過するまでが出席停止期間となります（次頁表の例6参照）。

「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。

出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒に対してマスクの着用を推奨いたします。

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、発症 2日前から発症後 7～10 日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています。

新型コロナウイルス感染症出席停止早見表

		発症日	発症後							
			0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
例 1	発症後 1 日目に 軽快した場合 (最低基準)	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 3 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 2	発症後 2 日 目に軽快し た場合	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 4 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 3	発症後 3 日 目に軽快し た場合	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	発症後 5 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 4	発症後 4 日 目に軽快し た場合	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			
例 5	発症後 5 日 目に軽快し た場合	有症状	有症状	有症状	有症状	有症状	軽快	軽快後 1 日目	登校可能	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止		
例 6	無症状（陽 性）の場合	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可能		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止			

その後は、軽快した日によって出席停止日が順次延長されていきます。